

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前事業年度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同 左	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 (2) 同 左	(1) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。 (2) 同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	———	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	———

	前中間会計期間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前事業年度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建 物 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。	(1) 動産不動産 動産不動産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建 物 定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。 なお、建物（平成10年3月31日以前取得分）、建物附属設備および構築物の減価償却の方法は、従来、定率法によっておりましたが、保有建物等の使用状況を見直した結果、店舗等として長期間安定的に使用している実態を考慮し、その償却費用が使用期間に均等に計上される定額法が、より適正な期間損益を反映し合理的と考えられるため、当中間会計期間より定額法に変更しております。 これにより、定率法により減価償却を実施した場合に比べ、経常利益および税引前中間純利益はそれぞれ860百万円増加しております。 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 建 物 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 なお、従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日）における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。また、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、財務諸表の資産の分類等は「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前事業年度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)
5. 引当金の計上基準	貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 まず、当行の信用格付制度により取引先を10段階に区分し、更にそれらの取引先を自己査定に基づき、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する、正常先債権・要注意先債権・破綻懸念先債権・実質破綻先債権・破綻先債権に分類しております。 正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を引き当てております。 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び本部各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先債権及び実質破綻先債権に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は879,606百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 まず、当行の信用格付制度により取引先を10段階に区分し、更にそれらの取引先を自己査定に基づき、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する、正常先債権・要注意先債権・破綻懸念先債権・実質破綻先債権・破綻先債権に分類しております。 正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を引き当てております。 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び本部各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は935,761百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 まず、当行の信用格付制度により取引先を10段階に区分し、更にそれらの取引先を自己査定に基づき、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する、正常先債権・要注意先債権・破綻懸念先債権・実質破綻先債権・破綻先債権に分類しております。 正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を引き当てております。 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び本部各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は810,615百万円であります。

	前 中 間 会 計 期 間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当 中 間 会 計 期 間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前 事 業 年 度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)
		(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(181,806百万円)については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 (3) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。 (4) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(2) 退職給与引当金 自己都合退職による期末要支給額に相当する額を引き当てております。 (3) 債権売却損失引当金 同 左 (4) 金融先物取引責任準備金 同 左
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資(但し、外貨にて調達したものを除く)、②外貨建転換社債③その他当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資(但し、外貨にて調達したものを除く)、②外貨建転換社債、③その他当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前事業年度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)
8. ヘッジ会計の方法	——	ヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。	——
9. 法人税及び住民税の計上方法	「(追加情報)」参照。	——	——
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左
11. 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	同 左	——

(追 加 情 報)

前 中 間 会 計 期 間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当 中 間 会 計 期 間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前 事 業 年 度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)
1. 法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」（平成10年大蔵省令第173号）附則第3項に基づき、前事業年度（自平成10年4月1日至平成11年3月31日）から税効果会計を適用しており、当中間会計期間は、同省令附則第4項に基づき適用しております。 なお、法人税、住民税及び事業税については、前中間期まで当該期を一事業年度とみなして中間申告を行うとした場合の税額を計上しておりましたが、当中間期は税効果会計を適用したため、従来の方法に比べ、資産が657,761百万円増加するとともに、中間純利益が19,090百万円減少しております。 また、事業税については、前中間期まで「その他経常費用」に計上しておりましたが、当中間期は「法人税、住民税及び事業税」として計上しております。なお、当中間期における事業税はありません。 2. 従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日）における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。また、減価償却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。	「貸倒引当金」については、前中間会計期間まで負債の部に掲記しておりましたが、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円それぞれ減少しております。	前事業年度まで負債の部に掲記しておりました「貸倒引当金」は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が改正されたことに伴い、当事業年度より資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は660,454百万円、負債の部は660,454百万円それぞれ減少しております。

前 中 間 会 計 期 間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当 中 間 会 計 期 間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前 事 業 年 度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)
_____	(退職給付会計) 当中間会計期間から退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成10年6月16日））を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は4,842百万円増加し、税引前中間純利益は13,338百万円減少しております。 なお、退職給与引当金は、退職給付引当金に含めて表示しております。	_____
_____	(金融商品会計) 当中間会計期間から金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日））を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益および税引前中間純利益はそれぞれ2,712百万円増加しております。 なお、使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券は、従来「有価証券」中の貸付有価証券に計上しておりましたが、当中間会計期間よりその種類毎に「有価証券」中の国債、地方債等に計上しております。当中間会計期間末における使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券は15,456百万円であります。 当中間会計期間においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて、時価評価を行っておりません。なお、平成12年大蔵省令第10号附則第3項によるその他有価証券に係る中間貸借対照表計上額等（時価のあるもの）は次のとおりであります。また、以下の金額には「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び「金銭の信託」が含まれております。 中間貸借対照表計上額 6,340,459百万円 時 価 6,409,875百万円 差 額 69,415百万円 繰延税金負債相当額 △ 27,210百万円 その他有価証券 評価差額金相当額 42,204百万円	_____
_____	(外貨建取引等会計基準) 「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成12年4月10日）に基づき、「新外為経理基準」を継続適用しております。	_____

前 中 間 会 計 期 間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当 中 間 会 計 期 間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前 事 業 年 度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)
_____	利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他経常費用」として計上しております。なお、東京都に係る事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上しておりましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、当中間会計期間より、「その他経常費用」として4,314百万円計上しております。	_____
_____	「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)が平成12年6月9日に公布されたことから、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、当中間会計期間より前事業年度の39.62%から39.20%に変更しております。この変更により、繰延税金資産の金額は5,815百万円減少し、当中間会計期間に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債の金額は326百万円減少し、再評価差額金の金額は同額増加しております。	_____